



発議第3号


令和元年12月17日


養父市議会議長 深澤 巧 様


提出者 養父市議会議員 勝地 真一 


賛成者 養父市議会議員 足立 隆啓 

同 西谷 昭徳 

同 西田 雄一 

同 田村 和也 

同 津崎 和男 

同 深澤 巧 

新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

上記のことについて、地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書を養父市議会会議規則第14条の規定により提出します。

## 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

過疎対策については、昭和 45 年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、4 次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げてきたところである。

しかし、養父市では地方創生による施策を実施しているものの、高齢化と人口減少により依然として多くの集落が消滅の危機に瀕している。また、国土強靱化 3 か年緊急対策事業により防災・減災の対策が取られているが、森林管理の放置による森林の荒廃や度重なる台風・豪雨・地震等の発生による林地崩壊、河川の氾濫など、極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料・水・エネルギーの供給、国土・自然環境の保全、いやしの場の提供、災害の防止、森林による地球温暖化の防止などに多大な貢献をしている。

過疎地域が果たしているこのような多面的・公益的機能は国民共有の財産であり、それは過疎地域の住民によって支えられてきたものである。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は令和 3 年 3 月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持していくために、引き続き、過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援を充実・強化し、住民の暮らしを支えていく施策を確立・推進することが重要である。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実・強化させることが必要であるため、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 12 月 17 日

兵庫県養父市議会

衆議院議長	様
参議院議長	様
内閣総理大臣	様
総務大臣	様
財務大臣	様
農林水産大臣	様
国土交通大臣	様
内閣府特命担当大臣	様